

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）を国の行政機関とみなす規定の特例として、機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条第一項の規定により同項に規定する業務を行う場合を追加するものとする事。 （第七条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正

一 機構が助成勘定から新特例業務勘定に各事業年度の半期ごとに繰り入れるべき金額の算定項目として当該半期における旅客鉄道株式会社からの長期借入金の額を追加するものとする事。

（附則第四条第一項第二号関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正

一 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額の算定項目である機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入から、令和三年度以降において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第三項の規定により建設勘定に繰り入れることとなる繰入金をもってその債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てることとなる借入れに係る収入であつて、新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に要する費用の一部に充てるものを除くものとすること。

(第七条第二項第一号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 国土交通省組織令の一部改正

鉄道局鉄道事業課及び施設課の所掌事務の特例について、所要の改正を行うものとする事。

(附則第二十三条及び第二十四条関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする事。

第六 附則

この政令は、令和三年四月一日から施行するものとする事。